

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務
受託事業者共通募集要領
(案)

令和 6 年（2024 年）4 月●日

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領

1 趣旨

この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした、留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称及び業務実施場所

①	名称：吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町2丁目5番1号（吹田市立豊津第二小学校内）
②	名称：吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市千里丘西9番1号（吹田市立南山田小学校内）
③	名称：吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市佐竹台4丁目12番1号（吹田市立佐竹台小学校内）
④	名称：吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市津雲台4丁目7番1号（吹田市立津雲台小学校内）

※ 上記の①から④まではそれぞれ個別の業務である。

※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

※ 応募に際しては、市へ事前に連絡の上、市が指定する日時において、応募する留守家庭児童育成室の見学会に必ず参加し、児童の様子等の観察や指導員への質疑等を行って、運営状況を把握しておくこと。

(2) 規模

現時点の運営予定支援の単位（小学校の普通教室相当）は下記のとおり。

なお、入室児童数に応じて、支援の単位数は変動する場合がある。

- ① 吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務 4室予定
- ② 吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務 5室予定
- ③ 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務 4室予定
- ④ 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務 4室予定

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（令和6年10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施）

(4) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（令和6年4月●日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 業務準備期間及び契約の締結等

(1) 委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) 引継ぎを含めた合同保育（以下「引継保育」という。）

ア 選定事業者は本事業の実施のために、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定（以下「連携協定」という。）を、選定事業者決定後速やかに締結すること。

イ 選定事業者は、連携協定に基づいて、当該留守家庭児童育成室において、市と協議の上、引継保育を実施すること。実施に当たっては、本市で定める別紙「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継保育補助金交付要領」（以下「補助金交付要領」という。）を参照すること。

また、引継保育に係る補助金の上限額は本要領の5（1）のとおりとする。

ウ 引継保育は、指導員と児童との関係づくりに主眼を置き、積極的に児童とコミュニケーションを図り、児童の性格、特徴等の把握に努めること。特に、配慮を要する児童（障がい等を有する児童や医療的ケアが必要な児童）等、環境の変化や他者との関係づくりが苦手な児童については、1対1で保育を行う等、十分な時間をかけ、信頼関係を構築すること。

また、保護者の意見やこれまでの保育記録にも留意すること。

エ 引継保育は、令和7年3月末までの間に、支援の単位当たり20日以上（小学校の授業のある日だけではなく授業のない日も経験すること。）かつ延べ80時間以上行うこととし、その期間の半数以上は、有資格者※¹又は実務経験者※²を配置して行うこと。

※¹ 有資格者・・・「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年吹田市条例第35号）の規定に基づく資格要件を満たす者をいう。

※² 実務経験者・・・放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者又は保育園等で保育士若しくは小学校又は幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者をいう。

オ 引継保育は、実施状況を市と随時確認しながら、上記ウの内容が充足されるように行うこと。

(3) 契約は、市が2月中旬を目途に確定する委託業務開始当初の入室児童見込数、運営すべき教室数及び個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する職員数、並びに引継保育の実施状況を踏まえた上で、委託業務開始までに締結するものとする。

(4) 契約の保証

委託契約の締結に当たっては、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条及び第114条第3号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の100分の5以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。

ただし、同規則第113条第3項の規定に該当するときは、申請により契約保証金を減額し、同規則第115条第9号の規定に該当すると認められるときは、契約保証金を免除する。

4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（5）の全ての要件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

ア 法人であること。

イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

(2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること。

ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業

(保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園等)

イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

(児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業等)

ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

(青少年活動団体等)

(3) 打合せ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) 応募する留守家庭児童育成室の見学会に参加していること。

(5) その他

ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。

エ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 引継保育に係る補助金

(1) 引継保育に係る補助金の上限額については、次のとおりとする。

ア 支援の単位ごとに、基準日数及び時間の両方を満たす引継保育に対して、基準に応じ、補助金上限額の範囲内において補助するものとする。

イ 支援の単位当たり20日以上かつ延べ80時間以上に、選定事業者が引継保育を必要とする場合で、市に要請があった場合は、補助金交付要領のとりの上限額範囲内において補助するものとする。

(2) 対象育成室と支援の単位数（見込）

本要領2（2）のとおり

(3) 引継保育に係る補助金額の決定

引継保育に係る補助金額は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度交付申請書を受領して交付決定を行い、引継保育完了後、実績報告に基づき補助金額を確定する。

※引継保育に係る補助金に関する詳細については、別紙補助金交付要領を参照。

6 委託料（見積上限額）

（１）基本となる運営委託料の上限額

運営委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継保育に係る補助金については本要領の５を参照のこと。

ア 令和７年度当初、運営すべき教室数が４室運営を予定する業務

「吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務」 １１２，５８０，０００円（非課税）

令和９年度から５室運営になる見込み。

＜内訳＞ 令和７年度 ３４，６４０，０００円

令和８年度 ３４，６４０，０００円

令和９年度 ４３，３００，０００円

合計 １１２，５８０，０００円

イ 令和７年度当初、運営すべき教室数が５室運営を予定する業務

「吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務」 １２９，９００，０００円（非課税）

＜内訳＞ 令和７年度 ４３，３００，０００円

令和８年度 ４３，３００，０００円

令和９年度 ４３，３００，０００円

合計 １２９，９００，０００円

ウ 令和７年度当初、運営すべき教室数が４室運営を予定する業務

「吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務」 １０３，９２０，０００円（非課税）

＜内訳＞ 令和７年度 ３４，６４０，０００円

令和８年度 ３４，６４０，０００円

令和９年度 ３４，６４０，０００円

合計 １０３，９２０，０００円

エ 令和７年度当初、運営すべき教室数が４室運営を予定する業務

「吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務」 １０３，９２０，０００円（非課税）

＜内訳＞ 令和７年度 ３４，６４０，０００円

令和８年度 ３４，６４０，０００円

令和９年度 ３４，６４０，０００円

合計 １０３，９２０，０００円

※消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項及び別表第１第７号の規定に基づき非課税

（２）個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する１名当たりの上限額

３，３５０，０００円（非課税）／年間（１２か月分として）

基本となる委託料に加算するものとする。

（３）委託料の決定

ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積りを徴取し契約を締結する。

イ 個別の支援を要する障がい等を有する児童の受入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の６（２）に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積りを徴取して契約を締結する。

ウ 令和７年度当初以降において、運営すべき支援の単位数ないし個別の支援を要する障がい

等を有する児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締結する。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払は、月払とする。

受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

7 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式

収支計画書が見積上限額を超えないものについて、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングに対して評価を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅰ【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価、採点して、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定する。ただし、選定事業者が3者を超える場合には、1位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位3位までの事業者を対象者として選定し、3位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。2位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、委員会による合議又は多数決により選定する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅱ【二次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)から(エ)の全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

(ア) 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

(イ) 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除いた採点合計の平均が650点以上

(ウ) 評価項目3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び8『職員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

(エ) その他の評価項目（1・2・4～7・9）の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

イ 応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、選定等委員会の委員のうち「会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人）」が、応募事業者から提出される「収支計画書」、「事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅲ【二次審査用（会計項目）】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、次の(ア)・(イ)両方の条件を満たす事業者を選定する。

(ア) 採点合計が60点以上

(イ) 各審査基準において、「劣っている」の評価を2つ以上受けていない

ウ 選定等委員会は、ア及びイにおいていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

アにおいて最上位の事業者が2者以上あるときは(同点の場合)、イの二次審査(会計項目)における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)において、出席した委員が2位と順位付けした委員数が最も多い事業者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(4) 選定事業者の決定

選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(5) 募集業務ごとの応募者が1者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が1者のみの場合も、一次審査及び二次審査を実施の上、適否を判断する。

8 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できると認められること。
- (6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

9 応募に必要な提出書類

- (1) 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第1号
- (2) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
- (3) 事業実施計画書・評価項目対応表・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
- (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号の1及び2

※本要領の「6 委託料(見積上限額)」により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

- (5) 事業者の定款、寄附行為、その他これらに相当する書類(最新のもの)
- (6) 事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類(最新のもの)
- (8) 事業者の事業運営実績(事業所名、所在地、事業期間、事業内容、等)を一覧にした書類

- (9) (あれば) 具体的な年間を通じての保育等の計画及び1日の保育内容が分かる書類
- (10) (あれば) 安全対策としての安全マニュアル(運営実績を有している他事業のものでも可)
- (11) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第5号
- (12) 共同事業体として申し込む事業者にあつては、協定書など共同事業体と分かる書類

※様式第1号～第6号については、別紙等の他の様式は認めない。

※(5)と(6)の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

※質問票(様式第5号)は、質問のある場合のみ、令和6年5月15日(水)までに電子メールにて提出のこと。宛先は「19 問合せ先」のとおり

10 提出に当たっての留意点

- (1) 提出書類は次の要領で作成すること。

ア A4縦型リングファイル(2穴)に左綴じとする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市立●●留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」「法人名」「正本又は副本」を記載する。

ウ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に様式1号参加表明書に記載の(1)～(10)の該当書類番号と書類名称を記したインデックスを付ける。

エ 提出部数は、10部(正本1部、副本9部)とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイル10冊の状態にして提出する。

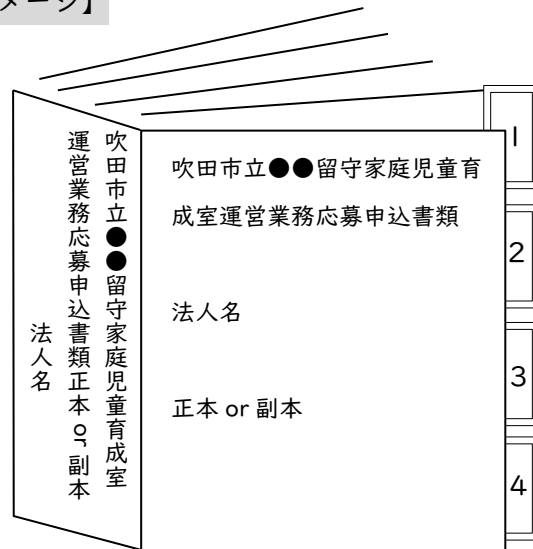
オ 副本は、正本(原本証明部分を含む)の写しとする。

カ 事業実施計画書、事業実施計画書・評価項目対応表及び収支計画書については、Wordファイルデータでも提出することとし、電子メールでのみ受け付ける。(件名は「【事業者名】提出書類」とすること。)

宛先は「19 問合せ先」のとおり。

- (2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。
- (3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受け付けない。
- (4) 事業実施計画書、事業実施計画書・評価項目対応表、収支計画書及び質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。
- (5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
- (9) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、速やかに辞退届(様式は任意)を提出すること。

【製本イメージ】



Ⅰ 応募期間等

(1) 募集要領等の公表・配布

公表：令和6年4月25日（木）から同年5月31日（金）まで

（※市ホームページ掲載による）

配布：令和6年4月25日（木）から同年5月31日（金）まで

（吹田市役所放課後子ども育成室にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで ※市ホームページからのダウンロード可）

※[トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→地域教育部→放課後子ども育成室
→留守家庭児童育成室の運営業務委託]

又は[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報]

(2) 申込書類提出期間、場所

令和6年5月15日（水）から同年5月31日（金）まで

吹田市役所放課後子ども育成室（低層棟3階311番窓口）へ持参

ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) 質問票受付・回答

受付：令和6年5月10日（金）まで

回答：令和6年5月15日（水） 市ホームページにて公表

(4) 参加資格審査結果通知

令和6年6月7日（金）までに、全応募者へ書面を発送する。

Ⅱ 一次審査（書類審査）

(1) 日時

令和6年7月6日（土）

※応募事業者の出席は不要。

(2) 審査結果通知

令和6年7月10日（水）までに、参加資格を有する全ての応募者へ書面を発送する。

Ⅲ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 日時及び場所

令和6年7月20日（土）、21日（日）（※21日（日）は予備日）

※時間及び場所は、一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 審査時間

ア プレゼンテーション 12分程度

イ ヒアリング 60分程度

※1事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(3) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人合計3名以内

(4) その他

PCやプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1 4 選定結果の通知

- (1) 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する（令和6年7月26日（金）予定）。
- (2) 選定事業者（最優秀提案者）以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内（通知日が14日の場合、同年8月2日まで）に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

1 5 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、地域教育部放課後子ども育成室及び市民部市民総務室（行政資料閲覧コーナー）において、閲覧に供する方法により選定結果を次のとおり公表する。

- (1) 選定事業者名（最優秀提案者名）並びに契約金額と評価点
- (2) 全ての提案事業者の合計評価点
※選定事業者以外は記号（アルファベット）表示
- (3) 評価項目・審査基準・配点
- (4) 選定等委員会委員の役職名
- (5) 選定等委員会の会議録の概要

1 6 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定等委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の二次審査に不参加の場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

1 7 保護者との打合せ

選定事業者は、運営方針の説明や、保育の打合せ、児童のアレルギーの把握等のため、市と合同で保護者に対して懇談会等を開催し、当該育成室で運営に必要な情報共有を図ること。また、内容に応じて全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めること。

1 8 運営業務実施状況の評価及び契約更新

- (1) 委託2年目以降毎年、委託事業者の前年度の運営業務実施状況について、市が評価・検証を行う。
- (2) 委託事業者が契約期間満了後も引き続き委託契約を希望する場合は、契約最終年度に選定等委員会において、委託期間における委託事業者の運営業務実施状況を評価し、評価結果を基に当該事業者との契約更新を行う。

Ⅰ 9 問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

住所 〒564-8550 吹田市泉町Ⅰ丁目3番40号（3ⅠⅠ番窓口）

電話 06-6384-1599（直通） F A X 06-6380-6771

電子メール hokagokodomo@city.suita.osaka.jp

参 加 表 明 書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 ）

吹田市立留守家庭児童育成室の運営事業者として、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、下記業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。なお、添付書類の内容については、真実と相違ないこと及び募集要領に示す参加資格要件の全てを満たすことを誓約します。

記

Ⅰ 業務の名称

業務の名称 吹田市立 _____ 留守家庭児童育成室運営業務
（下線部に留守家庭児童育成室名を記入）

Ⅱ 添付書類

- ☐（１）事業実施計画書（様式第２号）
 - ☐（２）事業実施計画書・評価項目対応表（様式第３号）
 - ☐（３）収支計画書（様式第４号のⅠ及びⅡ）
 - ☐（４）事業者の定款、寄附行為、その他これらに相当する書類
 - ☐（５）事業者の直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類
 - ☐（６）事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
 - ☐（７）事業者の事業実績を一覧にした書類
 - ☐（８）具体的な年間を通じての保育等の計画及びⅠ日の保育内容がわかる書類
 - ☐（９）安全対策としての安全マニュアル（運営実績を有している他事業のものでも可）
 - ☐（１０）共同事業体として申し込む事業者にとっては、協定書など共同事業体と分かる書類
- ※（８）から（１０）は該当ある場合のみ

（添付書類に☑を記入）

事業実施計画書

事業者名 _____

事業計画

1 応募動機について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 法人の活動実績・理念などについて

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(1) 児童の健全育成に対する取組や方針

- 15 -

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

[illegible]

4 支援を要する児童の受入れについて

5 児童虐待への対応について

6 緊急時の連絡体制、安全対策について

7 守秘義務、個人情報の取扱いについて

[illegible]

8 職員体制について

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is plain white, and there are no margins, text, or other markings present.

その他、特記事項があれば記入してください。

[illegible]

事業実施計画書・評価項目対応表

事業者名

評価項目	審査基準	事業実施 計画書 該当ページ
1 応募動機について	応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	
2 法人の活動実績・理念等 について	児童の福祉や教育に関する理解や取組姿勢	
	活動実績の状況	
3 留守家庭児童育成室の 運営方針について	児童に対する保育内容が望ましいものか	
【児童の健全育成に対する 取組や方針】	業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	
	新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか	
	放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	
3 留守家庭児童育成室の 運営方針について	保護者への情報提供の方法について	
【保護者との連携】	保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	
	保護者支援の姿勢	
3 留守家庭児童育成室の 運営方針について	学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	
【学校及び地域との連携】		
4 支援を要する児童の 受入れについて	児童の発達や障がい等に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援等の対応が可能か	
5 児童虐待への対応 について	虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	
6 緊急時の連絡体制、 安全対策について	緊急時の連絡体制が整っているか	
	安全に対する意識や取組姿勢が十分か	
7 守秘義務、個人情報の 取扱いについて	守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	
8 職員体制について	集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	
	安定して継続的に配置できるか	
	過重労働とならないよう配慮がなされているか	
	職員の質の向上に努めているか	

※事業実施計画書該当ページの欄に評価項目及び審査基準に該当するページ番号を記載してください。（複数ページにまたがる場合は、P●～P●、P●と記載してください。）

収 支 計 画 書

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の6（1）により、応募する業務に応じて作成のこと。

令和7年4月から令和10年3月まで、3年間36か月分として。

人件費は、本事業に係るもののみを計上することとし、人件費に係る積算内容・備考欄の金額と人数については、指導員給与・賞与の支払予定額及び指導員の年間配置予定人数（いずれも3年間の年平均額）を併せて記載すること。（平均額を算出し難い場合は、複数行にまたがっても可とする。）

〔収 入〕

費 目		金 額	備 考
収 入	委 託 料	円	円× 年

〔支 出〕

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人 件 費	円	①主任指導員として配置予定の指導員の給与及び賞与の支払予定額 円× 人× 年＝ 円
			②有資格者又は実務経験者として配置予定の指導員の給与及び賞与の支払予定額 円× 人× 年＝ 円
			③上記以外の者の給与及び賞与の支払予定額 円× 人× 年＝ 円
			④社会保険料等の金額 円
	職員研修費、福利厚生費等	円	円× 年 例）職員研修費、福利厚生費ほか職員に係る費用
	教材費	円	円× 年 例）けん玉、書籍、おもちゃ、工作材料など保育物品、イベントに係る経費等
	消耗品費	円	円× 年 例）衛生用品、救急用品、掃除用品等
	事務経費	円	円× 年 例）機器リース費、事務用消耗品費、郵便代等

	その他		
	()	円	
	計	円	

※記載された金額を実際にお支払いするものではありません。

【保護者から実費徴収するおやつ代について】

「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準3【二次審査用（会計項目）】」（別紙）の評価項目「10収支計画書について」を参考の上、積算内容・備考欄に記載する人数については、支援の単位当たり40人で積算して作成すること。

費 目	金 額	積算内容・備考
おやつ代	円	円/月× 人分×36か月
計	円	

様式第4号の2

収 支 計 画 書 (引継保育)

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の3（2）及び5（1）（2）により、引継保育の業務について作成のこと。

収入欄については、補助金交付要領に記載する補助上限額を超えない範囲で記載すること。

〔収 入〕

費 目		金 額	備 考
収 入	引継保育	円	※（支援の単位数）×（1室当たりの補助金額）で記載してください。 × 円

〔支 出〕

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人 件 費 ※社会保険料除く	円	※（引継ぎ従事予定者数）×（給与支払い予定額）で記載してください。 ※給与支払い予定額は、（時給）×（1日当たりの引継ぎ従事時間数）×（日数）で記載してください。 【主任指導員配置予定者】 人× 円/時× 時間× 日＝ 円 【有資格者又は実務経験者配置予定者】 人× 円/時× 時間× 日＝ 円 【上記以外の配置予定者】 人× 円/時× 時間× 日＝ 円
	交通費	円	人× 円
	計	円	

質 問 票

事業者名		
質問者	担当者	
	連絡先	
質問事項		

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

Ⅰ【一次審査用】

評価項目		審査基準	配点
		審査の視点	
Ⅰ 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市内に事業所及び運営する施設が存在するなど、吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子供の最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの増大を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念等について	○児童の福祉や教育に関する理解や取組姿勢	○本業務について、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組姿勢がみられるか。	115
	○活動実績の状況	○これまでに、子供に関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組や方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか	○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援等、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。 ○年間を通じての具体的な保育等の計画を有しているか。 ○児童が自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。 ○児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。 ○児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。 ○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。 ○児童一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な	240

		学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるような援助が考慮されているか。 ○児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。 ○児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある児童に対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を行おうとしているか。 ○児童が安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、児童自身が安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。 ○育成室の児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。	
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的で、4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員が順次引継ぎを受けようとしているか。 ○引継保育について、「支援の単位当たり20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。 ○引継保育を実施する職員が既に確保されている、若しくは確保する見込みがあるか。 ○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前の一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。 ○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	

	○新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的（留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援）について理解しているか。 ○仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減につながる提案があるか。（法人のノウハウを生かした学習活動や取組、ICTを活用した取組、1日保育時の昼食提供など）	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	90
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ保護者からの意見を聞き取ろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画がある等、保護者と指導員、保護者同士の交流を持つことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	
	○保護者支援の姿勢	○保護者と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける等、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風等の災害やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応についてあらかじめ決めておく等、緊急時の児童の受渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○児童の生活の連続性を保障するために、学校での出来事やいじめの問題、児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解し、学校と連携して対応する姿勢があるか。 ○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	45

4 支援を要する児童の受入れについて	○児童の発達や障がい等に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援等の対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子供の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の児童たちとの生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、児童一人ひとりの特性を把握した上で、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	90
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○児童の家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、児童と保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげる姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに市に連絡するとともに学校と情報共有を行う体制を整えることを考えているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする児童への対応に当たっては、保護者や児童のプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。 ○児童虐待に対応する職員の専門性の向上を目的とした研修の実施や、人材育成体系の構築を考えているか。	75

6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等についてあらかじめ整備しようとしているか。	60
	○安全に対する意識や取組姿勢が十分か	○安全マニュアルを作成し、それをもとに安全対策を講じているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取組があるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。また、勤務体制が確立されているか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配配置についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○主任指導員以外の指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○指導員の欠員が生じた場合に、補充する交代要員やバックアップ要員の具体的な確保策があるか。	60

	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。 ○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員が業務過多とならないような対策があるか。	30
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的に参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
合 計			1,000

2【二次審査用】

評価項目	審査基準		配点
		審査の視点	
1 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市内に事業所及び運営する施設が存在するなど、吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子供の最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの増大を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念等について	○児童の福祉や教育に関する理解や取組姿勢	○本業務は、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組姿勢がみられるか。	85
	○活動実績の状況	○これまでに、子供に関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組や方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか	○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援等、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。 ○年間を通じての具体的な保育等の計画を有しているか。 ○児童が自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。 ○児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。 ○児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。 ○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。 ○児童一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な	240

		学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるような援助が考慮されているか。 ○児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。 ○児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある子どもに対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を行おうとしているか。 ○児童が安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、児童自身が安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。 ○育成室の児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。	
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的で、4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員が順次引継ぎを受けようとしているか。 ○引継保育について、「支援の単位当たり20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。 ○引継保育を実施する職員が既に確保されている、若しくは確保する見込みがあるか。 ○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前的一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。 ○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	

	○新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的（留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援）について理解しているか。 ○仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減につながる提案があるか。（法人のノウハウを生かした学習活動や取組、1日保育時の昼食提供など）	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	90
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ、保護者からの意見を聞き取ろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画がある等、保護者と指導員、保護者同士の交流を持つことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	
	○保護者支援の姿勢	○保護者と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける等、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風等の災害やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応についてあらかじめ決めておく、緊急時の児童の受渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○児童の生活の連続性を保障するために、学校での出来事やいじめの問題、児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解し、学校と連携する姿勢があるか。 ○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	45

4 支援を要する児童の受入れについて	○児童の発達や障がい等に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援等の対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子供の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の児童たちとの生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、児童一人ひとりの特性を把握した上で、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	90
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○児童の家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、児童と保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげる姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに市に連絡するとともに学校と情報共有を行う体制を整えることを考えているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする児童への対応に当たっては、保護者や子どものプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。 ○児童虐待に対応する職員の専門性の向上を目的とした研修の実施や、人材育成体系の構築を考えているか。	75

6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等についてあらかじめ整備しようとしているか。	60
	○安全に対する意識や取組姿勢が十分か	○安全マニュアルを作成し、それをもとに安全対策を講じているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取組があるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。また、勤務体制が確立されているか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配配置についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○主任指導員以外の指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○指導員の欠員が生じた場合に、補充する交代要員やバックアップ要員の具体的な確保策があるか。	60

	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。 ○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員が業務過多とならないような対策があるか。	30
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
9 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について	○提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容が信頼できるものか、また確実に実現できるものか	○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容に一貫性があり、信頼性や真実性が感じられる説得力があるか。 ○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容は、確実に実現できる根拠があるか。	30
合 計			1,000

3 【二次審査用（会計項目）】

評価項目	審査基準		配点
		審査の視点	
Ⅰ Ⅰ 収支計画書について	【委託料の収支計画書】 ○事業費の積算が合理的か	○収支の均衡が図れているか。	70
	○事業費の配分が適切か	○共通仕様書に規定の開室時間に換算し、主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員1名当たり年間2,500,000円以上の給与支払予定があるか。	
	○充実した事業運営が実施できると認められるか	○教材費として、けん玉や書籍、おもちゃ、工作材料など保育物品、イベントに係る経費等に十分な支出（1室当たり年間300,000円程度）を見込んでいるか。 ○想定される事務経費が積算されており、その経費は適正か。	
	【保護者から実費徴収するおやつ代の収支計画書】 ○保護者から徴収するおやつ代について適正な収支計画を立てているか	○想定される入室見込児童数に対して、月々2,000円前後のおやつについて、適正な収支計画を立てているか。	
Ⅰ Ⅱ 法人の経営基盤について	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤を有しているか	○株式会社の場合、自己資本比率が40%を超えるか。社会福祉法人の場合、自己資本比率が70%を超えるか。NPO法人の場合、本事業と同程度の事業の運営実績がある、若しくはそれに準じる実績があるか。 ○直近の事業活動が黒字であるか。 ○株式会社の場合、流動比率が150%を超えるか。社会福祉法人の場合、流動比率が200%を超えるか。NPO法人の場合、本業務の運営が可能な運営体制がある、若しくは運営実績のある者が理事に就任しているか。	30
合 計			100

4 採点の基準

審査基準ごとに、次のとおり５段階評価して採点し、合計点数を求める。

直営育成室の標準的な運営状況の評価を「(3) ふつう」に相当するものとして採点する（一次審査の評価項目 1・2 及び二次審査の評価項目 1・2・9・10・11を除く）。

なお、審査の公正性及び公平性を確保するため、「(1) 劣っている」又は「(5) 特に優れている」の評価を加える場合は、必ず具体的にその理由を採点表に記載するものとする。

～ ５段階評価～

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 劣っている | 配点の 5 分の 1 |
| (2) やや劣っている | 配点の 5 分の 2 |
| (3) ふつう | 配点の 5 分の 3 |

※ 直営育成室の標準的な運営状況の評価相当（一次審査の評価項目 1・2 及び二次審査の評価項目 1・2・9・10・11を除く）

- | | |
|-------------|------------|
| (4) 優れている | 配点の 5 分の 4 |
| (5) 特に優れている | 配点の 5 分の 5 |

5 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第 3 号）をもとに選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 1【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価、採点して、出席委員の半数以上から 650 点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定する。ただし、選定事業者が 3 者を超える場合には、1 位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位 3 位までの事業者を対象者として選定し、3 位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1 位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2 位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。2 位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、委員会による合議又は多数決により選定する。

6 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

（１）二次審査対象事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準２【二次審査用】」に基づいて評価、得点化して、以下のアからエの全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して１位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

ア 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

イ 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除外した採点合計の平均が650点以上

ウ 評価項目３『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び８『職員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

エ その他の評価項目（１・２・４～７・９）の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

（２）応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、規定上の区分「会計に関し専門的知識又は経験を有する者（１人）」は、応募事業者から提出される「収支計画書」、「前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類」及びこれらに関するプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準３【二次審査用（会計項目）】」に基づいて評価して得点化し、以下のア・イ両方の条件を満たす事業者を選定する。

ア 採点合計が60点以上

イ 各審査基準において、「劣っている」の評価を２つ以上受けていない

（３）選定等委員会は、（１）及び（２）においていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

（１）において最上位の事業者が２者以上あるときは（同点の場合）、（２）の二次審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）において、出席した委員が２位と順位付けした委員数が最も多い事業者を上位として決定する。２位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。